

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

# 屋外広告物のルール

～優れた景観を守り、美しい街並みづくりのために～

店舗の看板やネオンサイン、電柱広告やのぼり旗など、街の中にはたくさんの屋外広告物があります。

## 屋外広告物の表示ルール

屋外広告物は、日常生活に必要な情報提供のために広く利用されていますが、無秩序に表示されると景観を損なうことになりかねません。市は、優れた自然環境と景観を守り育てるため、平成21年4月1日から施行された「日光市屋外広告物条例」

による規制を行っています。

## 市による屋外広告物の規制

条例では、市内を大きく3つに分け、細かく規制を設けています。

### ◆禁止地域

自然景観や住環境の保全、道路・鉄道からの眺望保全などのため、日光国立公園内や主要な鉄道の沿道・沿線などは、原則、屋外広告物を表示できない禁止地域としています。ただし、自己の所有地内に自己の名称など(自家用広告物※)を表示する場合などで、一定の要件を満たす場合は広告物を出せる場合があります。

### ◆許可地域

禁止地域以外のほぼ市内全域を、原則市長の許可が必要な許可地域に指定しています。秩序ある広告物の掲出を図るため、次の4種類に区分し、各地域における物件ごとに広告物の面積や高さ、位置、形状などの

基準を定めています。

- ① 自然保全型地域
- ② 自然保全型沿線地域
- ③ 田園調和型地域
- ④ 市街地形成型地域

◆景観保全型広告整備地区

良好な景観の保全や形成のため、特に配慮すべき区域として、日光地域の世界遺産区域と湯西川温泉湯平区域を景観計画重点区域として指定しています。この区域内の広告物掲出には、市景観計画に掲げた行為の制限に基づき、市長の許可を得なければなりません。

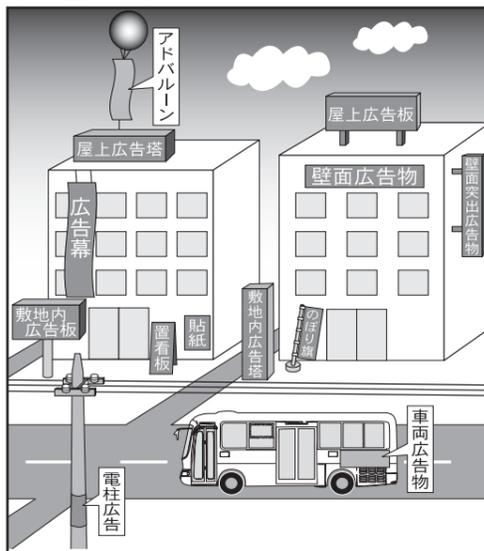
屋外広告物を表示されている方へ

良好な景観の維持や公衆への危害防止のためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。著しく汚損・破損した屋外広告は美観を損ねるだけでなく、道路交通上の安全の妨げや歩行者に危害を及ぼすこともあります。適正な管理とルールを守り、良好な景観の形成のためにご協力をお願いします。

これから屋外広告物を表示する方へ

屋外広告物を表示する場合は、法令の規定により表示するものなど適用除外となる一部の広告物を除き、

図：屋外広告物のイメージ



# 個性ある地域振興事業

市は、市内で活動している市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業に対して、補助金を交付しています。

これは市民団体の創意工夫で市全体が元気になる、または地域のためになる事業を申請に基づき支援するもので「自分たちが提案した事業を自分たちで実際に行う」仕組みとなっています。

市の一体感を育てる、または地域がもっと元気になる、アイデアあふれる事業の応募をお待ちしています。

## 平成28年度の申請に向けた事業の意向調査を実施します!

この意向調査に回答が必要なのは、次の団体です。

- ①平成28年度から補助金の交付対象となる事業を検討している市民団体
- ②既採択の事業を、平成28年度も継続して検討している市民団体

※なお、今回は、あくまで意向調査です。事業申請に必要な書類の提出は、平成28年4月を予定してい

## 意向調査



ます。

### ★対象となる事業

市内で活動する市民団体が行う、市全体または地域の活性化を目指した事業で、事業費が30万円以上のもの。

### ★選考方法

企画の事業効果や地域特性、公共性、継続性、独創性などを総合的に判断し、予算の範囲内で選考。

### ★補助率

対象経費の95%以内(上限200万円)を予定。

※補助金の交付は原則として1団体につき1回限りですが、事業達成のために継続が必要と認められる場合は、年1回の交付を3年間継続できます。ただし、2年目以降の補助率は順次引き下げます。

### ★事業の実施期間

平成28年6月上旬～平成29年2月28日

### ★調査様式

平成28年度意向調査票などを作成し、9月7日(月)～10月16日(金)に地域振興課または各総合支所総務課へ持参してください。

表：今年度採択事業一覧

事業名(団体名)	事業概要および効果など
霧降隠れ三滝ハイキングコースを含む遊歩道の再生プロジェクト「日光森林警備隊」	遊歩道の整備や案内看板を設置。また、アイスクライミングや氷瀑ツアーなどの霧降地区の冬の遊びを提案する事業。子どもから大人まで多くの人が自然と触れ合える機会を作り、自然や環境保護への関心を高めるとともに霧降地区の活性化を図る。
中心市街地にぎわい創出事業「にぎわいのあるまちづくり研究会」	毎月第3土曜日に開催している「六斎市」や、市内外からの出店者を募る「焼きそばまつり」など各種イベントの実施により、中心市街地にぎわいを創出。
放課後美術部『シンブンシャ』「シンブンシャ・プロジェクト」	足尾町の空き店舗(元新聞配達店)を拠点とし、足尾小・中学校の児童生徒が地域内のコミュニケーションを創出するプロジェクト。「南総里見八犬伝」のうち足尾庚申山を舞台とした「化猫」のエピソードを基に足尾の街並みを活かした縁日を開催し、その記録をドキュメンタリー映画として制作。
土呂部の草原再生プロジェクト「日光茅ポッチの会」	栗山地域土呂部地区の多様性に富んだ貴重な草原性植物群落を保全・再生することで、里山景観の保全や貴重な半自然草原の維持を行う事業。草刈りや獣害対策だけでなく、里山文化などの素晴らしさを観察会や体験プロジェクトなどで外部へ発信していくことにより、外部との交流で地域の活性化につなげる。
そばづくりを通じた地域の生きがいづくり事業「栗そば会」	「栗山そば」の再興により、そばづくりに携わる地域住民の生きがい作りや農業に再び携わる意欲の向上や集落間の交流、地域外の協力者との交流を促進する事業。遊休農地となっていた畑を整備することにより、景観保護や獣害の抑制にも効果が得られる。
スケートの街日光を再び盛り上げよう「日光スケーターズクラブ」	スケートのトップアスリートを招き、小・中学生向けスケート教室を開催(初心者向けスケート靴を貸し出す)。かつてスケート王国と言われた日光で、再びスケートを盛んにすることにより、地元企業や団体、住民が協力し、スポーツと地域社会が共存する関係を築く。

原則として市長の許可が必要です。また、屋外広告物の掲出を依頼する場合は、県に屋外広告業の登録をした屋外広告業者に依頼してください。

地域ごとの具体的な規制および設置基準などは、ホームページなどでご覧いただけますが、新たに表示する方は事前にご相談ください。

※自家用広告物とは：  
自己の氏名や店名、商標、事業・営業内容の表示のため、自己の営業所などに表示する広告物です。掲出した全広告物の表示面積の計が10㎡以内であれば許可不要ですが、規格は設置箇所ごとの許可基準に適合する必要があります。自家用広告物も良好な景観づくりのための大きな要素となりますので、ご協力をお願いします。

くわしくは  
都市計画課 都市計画係

☎(21)5102

